

鴨川納涼床審査基準

鴨川納涼床は、その起源を近世初頭まで遡り、祇園会とともに京の年中行事となり、また、鴨川改修や都市整備と密接に関わりながら、数百年に亘る歴史の中で、幾多の変遷を経て、京都の伝統文化、夏の風物詩に欠かせないものとして、京都の暮らしの中に定着しています。

昭和27年には、河川占用に当たっての主に景観上の指針として「納涼床許可標準」が策定され、これまで指導が重ねられてきました。

一方、府民共有の貴重な財産である鴨川について、その河川環境を安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として京都府鴨川条例(以下「条例」という。)が平成19年度に制定されました。

条例では、鴨川は川そのものと、川沿いの工作物、山並み等の自然が一体となって京都を代表する景観を形成しており、その中でも、鴨川納涼床は都心部を代表するものであることから、第14条において「知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。」と規定されました。

本規定に基づき、河川法による許可工作物である鴨川納涼床が、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物として、将来にわたり鴨川の景観と調和したものとなるよう、構造、素材、色彩等に関する基準を次のように定めます。

1 床の高さ

- (1) 床の高さは「みそそぎ川」の川底から床板の上面までの距離とし、隣り合う床の高さは、原則として揃えるように配慮するものとする。
- (2) 床の高さは、計画堤防高さ以上とし、標準図を参考にするものとする。

2 床の張り出し

- (1) 床の東端は、みそそぎ川東側護岸の法肩より以西とし、標準図を参考にするものとする。

3 床の造り及び色彩

- (1) 床は、母屋に連続して設けるものとする。ただし、二階構造は認めない。
- (2) 床は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (3) 木材は、原則として素地仕上げ又は透明な木材保護塗装仕上げとし、周辺との調和に配慮するものとする。
- (4) 床の部材として木材以外を使用する場合は、原則として周辺に配慮した木質素材色による塗装を施すものとする。
- (5) 床の柱を鉄材とする場合は、原則として柱形状の角材（コラム）を用いるものとする。

4 床の「手すり」

- (1) 「手すり」は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (2) 隣り合う「手すり」の高さは、揃えるように配慮するものとする。
- (3) 「手すり」の高さは、安全性、床からの眺めを考慮し、標準図を参考にするものとする。

5 「すじかい」、「ぬき」、「すだれ掛け」、「よしず掛け」等

- (1) 「すじかい」、「ぬき」

ア 「すじかい」は、治水上の安全性を考慮し、川の流水方向に直角の面に設けないものとする。

イ 床の補強のため、やむを得ず川の流水方向に直角の面に「ほおづえ」及び「ぬき」を設ける場合は、標準図を参考に1段だけ設けることができるものとする。

(2) 「すだれ掛け」、「よしず掛け」等

ア 床の上面は「手すり」、「すだれ掛け」及び「よしず掛け」以外の固定した施設は設けないものとする。

イ 隣り合う床に対して設ける「すだれ掛け」は、原則として床面より1メートル50センチメートル以下の高さとする。

ウ 日よけのために設ける「よしず掛け」の施設及び「よしず」は、原則として天然素材を使用する。

(3) 床の在基部

床の在基部と川底の取付部は、標準図を参考とし、安全について配慮するものとする。また、床の撤去後は、川底にコンクリート又はボルト等が突出しないよう措置するものとする。

6 その他

(1) 床上面、又は床の周囲を鉢植等の樹木で囲うことはできないものとする。

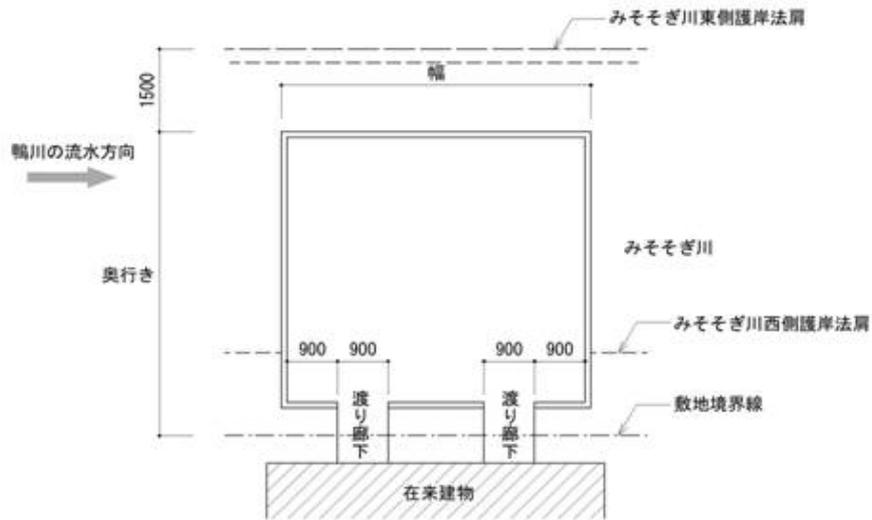
(2) 床に広告物、色電灯（LED等も含む。）、イルミネーション等を設けてはならないものとする。

(3) 照明は電球色を原則とし、華美なものを避けるように配慮するものとする。

7 適用期日等

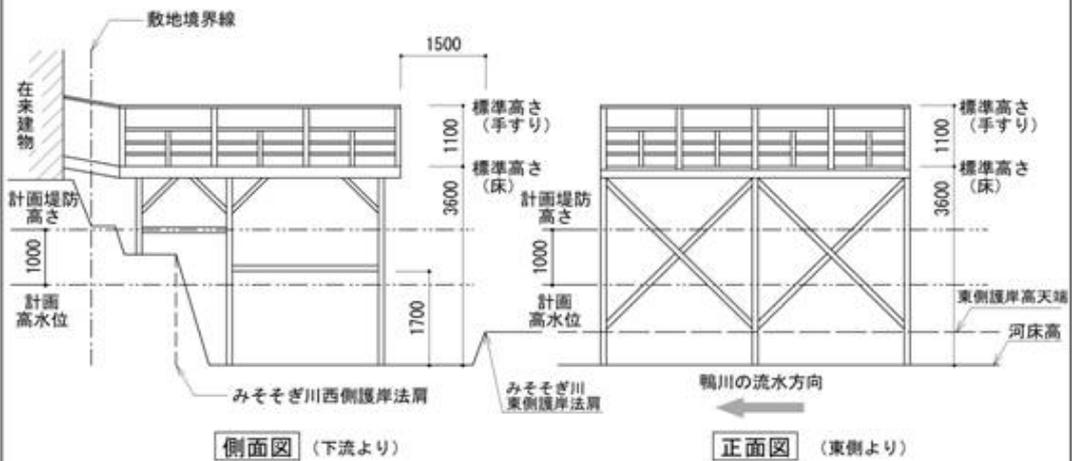
この基準は、平成20年4月1日から適用する。ただし、知事がやむを得ない事由があると認める場合にあつては、同日後5年間に限り、知事が別に定める基準によることができるものとする。

標準図



平面図

【木材のみを使用した床】



標準図

【一部鉄材を使用した床】

